

川越市都市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

川越市長 森田 初恵

川越市条例第 3 4 号

川越市都市景観条例の一部を改正する条例

川越市都市景観条例（平成２６年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第６条第４項中「第１６条第７項各号」を「第１６条第８項各号」に改める。

第７条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改め、同条第３号中「又は色彩の変更（以下）」を「若しくは色彩の変更（次号において）」に改める。

第８条中「同条第７項各号」を「同条第８項各号」に改める。

第１５条の見出しを「（景観整備推進法人の指定）」に改め、同条第１項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。